

施設内で感染症が集団発生したときは

1 報告の根拠

平成 17 年 2 月 22 日付け健発 0222002 号で「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」が発出されました。次の 2 のア、イ又はウの場合には保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずることになっています。

2 感染症の集団発生の定義

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

3 保健所への連絡について

- (1) 旭川市内の施設で感染症の集団発生があった場合は、旭川市保健所及び所管の部署へ御連絡ください。施設内での感染症のまん延防止のための対策について、相談対応を行います。
- (2) ノロウイルス等の感染症が集団発生した場合、電話又は訪問による調査を行う場合があります。ア～ウの 3 点について FAX 又は E-mail で提出くださるようお願いします。また、調査時には施設の見取り図を確認させていただきますので御用意ください。

【調査時に必要な書類】

- ア 感染症等（疑）発生報告書
 - イ 施設の概要
 - ウ 有症者名簿（FAX または E-mail データ）
- ア～ウの様式は、旭川市役所ホームページよりダウンロードが可能ですので御利用ください。

【ホームページでの検索方法】

『旭川市役所ホームページ』 → 『事業者向け』 → 『健康・福祉・子育て・学校』 →

『高齢者・介護保険』
『医療機関・薬局等』
『障害福祉』
『子育て・学校教育等』

→ 『申請・届出』 → 『施設等で感染症が集団発生したとき』

- (3) 調査の結果、保健所での便検査等が必要になる場合がありますので、御協力をお願いいたします。

4 その他

1, 2 に該当しない場合（施設内で感染症の集団発生の兆候があるなど）でも、まん延防止対策について保健所へ御相談ください。

【問い合わせ先】

〒070-8525 旭川市 7 条通 10 丁目旭川市役所第二庁舎
健康推進課保健予防係 渡部, 蛇見, 山本
土日祝日を除く 8:45～17:15
電話：25-9848（直通）
FAX：26-7733
E-mail：kansen_yobo@city.asahikawa.lg.jp